

令和5年度 第2回浜松市障がい者自立支援協議会市全体会
次 第

日 時 令和6年2月26日(月)
午前9時30分から

開催方法 浜松市役所北館1階
101・102会議室
ZoomID 857 6229 4386
パスワード 420462

1 開 会

2 議 事

(1) 第4次浜松市障がい者計画(案)のパブリック・コメント実施結果について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)

(2) 専門部会活動状況報告

- ・ 子ども部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・(資料2)
- ・ 生活部会 強度行動障害支援ワーキング・・・(資料3)
- サポートプラン検証について・・・(資料4)
- ・ 就労部会 就労アセスメントワーキング・・・(資料5)

(3) 各エリアにおける拠点機能の検証報告・・・・・・・・(資料6)

(4) 日中サービス支援型グループホームの評価について

(5) 来年度の協議会体制について・・・・・・・・(資料7)

(6) 市全体会構成員の推薦について

3 閉 会

令和5年度浜松市障がい者自立支援協議会市全体会委員名簿

構成員所属先		構成員
学識経験者	聖隷クリストファー大学	川向 雅弘
医療	メンタルクリニックダダ	大嶋 正浩
計画相談	相談支援センターだんだん	川嶋 章記
当事者	浜松市手をつなぐ育成会	小出 隆司
社協	浜松市社会福祉協議会 地域支援課	宇佐美 嘉康
教育	浜松市立豊西小学校	田中 公子
入所	天竜厚生会	富永 直樹
通所	みどりの樹	海野洋一郎
浜松市	浜松市発達医療総合福祉センター	太田 裕子
	浜松市根洗学園	松本 知子

庁内出席者	各福祉事業所社会福祉課 課長
	学校教育部教育支援課 課長補佐
事務局	各障がい者相談支援センター
	相談支援事業所シグナル
	障がい者基幹相談支援センター
	障害保健福祉課

浜松市障がい者自立支援協議会こども部会 令和5年度活動報告

令和6年2月26日

浜松市障がい者自立支援協議会こども部会（アセスメントツール）

1. 目的

アセスメントツールにおいて、令和2年度にアップデートして以降、中身を見直していないため、中身の見直しを行う。

2. メンバー

伊藤 浩之（児童発達支援センターさんぽみち）

紅谷 純（在宅支援センターぱびるす）

小楠 絢子（浜松市中障がい者相談支援センター）

宮司 登志江（浜松市発達医療総合福祉センター 障がい者相談支援事業所シグナル）

野呂 耕助（メンタルクリニック・ダダ）

事務局

雨宮 寛（基幹相談支援センター）

玉木 祐次郎（基幹相談支援センター）

中谷 麻由実（障害保健福祉課 生活・就労支援グループ）

3. 活動内容

①ツールの見直し

昨年度実施したアンケートを元に修正箇所を確認。

- ・「養育者」⇒「主な養育者」と記載変更。

父親やパートナー等で該当事項がある場合は必要に応じて特記事項に記載してもうよう、使い方に記載。

- ・養育者の欄の「未熟」⇒「幼い」に変更。

未熟という言葉の意味が分かりにくいと意見があったため、幼いに変更。

②普及について

児童発達支援事業所等連絡会やエリア連絡会の事例検討会でツール用いた研修や事例検討会を実施。

<意見>

- ・研修会では使用しているが、普段は使用していない。
- ・学齢期の児を対象とする場合、乳幼児期の情報を把握しきれない。
- ・チェック項目だけでは全てを網羅することは難しい。

⇒特記事項への記載は必要となる。項目を理解しているかが大切。

- ・普及のためには、年に1回の研修だけでは難しい。

⇒効果的なアセスメントについての講義動画を撮影し、年1回の研修以外でも活用できると良い。

③研修実施

障がい児を支援する相談員研修会（第1回）

～アセスメントツールについて～こどもと家庭の効果的なアセスメント～

- ・行政説明「浜松市障がい児支援アセスメントツールについて」
- ・動画視聴「面接時のポイントについて～ロールプレイ～」
- ・講義「アセスメントツールについて～こどもと家庭の効果的なアセスメント～」

研修のアンケート結果より、面接時のロールプレイを視聴し、解説を聞いたことで、面接の聞き取り方が参考となったと回答した方が多かった。

4. 来年度以降に向けて

- ・年に1回の研修継続。
- ・各研修等で使用できるよう講義動画撮影について検討。

浜松市障がい者自立支援協議会こども部会 令和5年度活動報告

令和6年2月26日

浜松市障がい者自立支援協議会こども部会（サポートかけはしシート）

1. 目的

サポートかけはしシートの内容の見直し及び、効果検証を行う

2. メンバー

伊藤 浩之（児童発達支援センターさんぼみち）

紅谷 純（在宅支援センターぱびるす）

野呂 耕助（メンタルクリニック・ダダ）

南瀬 悦司（学校教育部 教育支援課）

事務局

雨宮 寛（基幹相談支援センター）

玉木 祐次郎（基幹相談支援センター）

中谷 麻由実（障害保健福祉課 生活・就労支援グループ）

3. 活動内容

①見直し

- ・シートの内容は変更なし。
- ・サポートかけはしシートの流れや内容について、保護者への周知の徹底。
- ・チラシの一部修正。（学校へ気軽に相談してもらえるよう記載）

②効果検証

学校へ聞き取り調査

協力いただいた事業所

- ・児童発達支援センターさんぼみち、在宅支援センターぱびるす

協力いただいた学校

- ・中郡小学校、与進北小学校、葵が丘小学校、瑞穂小学校

<意見>

- ・具体的なエピソードや関わり方がわかるため、対面で引継ぎができることが良い
- ・シートの内容はとても細かく記載されているので十分。
- ・クラス編成や個別支援計画に活用。
- ・1年目はかけはしシートの情報に目を通し参考にする。その後問題があれば再び確認し活用している。2年目以降は前年度の教育支援計画が引き継がれていくので、かけはしシートの確認はなくなっていく。

<好事例>

- ・入学式の前段階から、下見するなどの対応ができた。
- ・保護者にも声掛けのきっかけとしている。

- ・給食が食べられない児がおり、ツールを振り返って、児童発達支援事業所で対応していた内容が参考になった。課題が現れるとツールを振り返るようにしている。

<課題>

- ・クラス編成にも関係するため、引継ぎは3月より前が良い。
- ・要点をまとめて伝えてほしい。
- ・集団の様子がわかると良い。
- ・複数の事業所を利用している児については、同時に引継ぎができると良い。
- ・事業所へのフィードバックの場が設けられると良い。
- ・保護者の同意が得られないケースがある。

③対応

- ・1月の児童発達支援事業所等連絡会にて下記についてアナウンス
 1. シートに集団の様子を入れ込む。
 2. 早めの引継ぎ。
 3. 複数事業所利用児については、同時に引継ぎを実施。
 4. 引継ぎの際に学校の下承が得られれば、6月頃、担任に連絡し、フィードバックの場を設ける（心配がある場合）

- ・保護者の同意が得られないケースについて実態把握。

⇒発達支援事業所へアンケートを実施。

49事業所より、8名の保護者から同意が得られなかったと回答あり。

理由：小学校受験に影響が出ないようにしたい、先入観を持たれたくない、保護者の拒否、療育利用に対しての抵抗感あり、途切れの無い支援と言う名目で、中学校まで引き継ぎをされるという点について、保護者にとってはその時点ではもう支援の必要性がない状況に成長しているため、このシートの存在がいわゆる「レッテル」にならないか心配になった。

④研修

障がい児を支援する相談員研修会（第2回）

教育と福祉の連携 サポートかけはしシート～現状と課題

- ・行政説明「サポートかけはしシートについて」、「アンケート結果共有」
- ・児童発達支援事業所職員と浜松市立小学校教員のディスカッション

協力いただいた事業所

児童発達支援センターさんぽみち、在宅支援センターぱびるす

協力いただいた学校

中郡小学校、葵が丘小学校

ディスカッションがとても参考になったと回答した方が多く、引継ぎをした後、どのように活用されているのか、事業所・学校がどのように感じているのかを共有できた。

4. 来年度以降に向けて

- ・シートの中身の検討。
- ・保護者の同意が得られないケースにどうアプローチできるか検討。
- ・切れ目のない支援のためには、サポートかけはしシートを利用した引継ぎを、学校だけでなく、放課後等デイサービス等にも利用できないか。
- ・新規の事業所もあり、好事例等共有。

浜松市障がい者自立支援協議会こども部会 令和5年度活動報告

令和6年2月26日

浜松市障がい者自立支援協議会こども部会（18歳からの移行）

1. 目的

浜松市要保護児童対策地域協議会における継続ケース及び障害児入所施設から退所後の地域支援が必要なケースについて、17歳の誕生日を迎えた後、一番近い日程での要対協実務者会議にて、18歳以降の支援についての個別ケース検討会議の要否を検討することになった。今年度実際に、必要なケースの検討が行えたかを検証する。

2. メンバー

伊藤 浩之（児童発達支援センターさんぽみち）

紅谷 純（在宅支援センターぱびるす）

本宮 早奈映（浜松市北障がい者相談支援センター）

宮司 登志江（浜松市発達医療総合福祉センター 障がい者相談支援事業所シグナル）

野呂 耕助（メンタルクリニック・ダダ）

（事務局）

雨宮 寛（基幹相談支援センター）

玉木 祐次郎（基幹相談支援センター）

中谷 麻由実（障害保健福祉課 生活・就労支援グループ）

3. 活動内容

要対協で17歳の児を検討する予定であったが、対象児があがってこなかったため、調査を実施。

対象児について調査

①17～18歳の年齢に関わったケースについて

依頼先：障がい者相談支援センター

要対協ケース12件→移行支援のケース会議4件

その他のケース10件→移行支援のケース会議6件

②急な連絡で困難と感じたケースについて

依頼先：社会福祉課

2件→ケース会議実施、サービス利用へ繋げた。

③障害児入所施設へ今年度17歳（高校2年生）の児童入所者数

7名（内 契約3名、措置4名）

4. 来年度以降に向けて

- ・ 早めの繋がりが可能となる仕組みを検討し、必要なケースの検討について検証する。
- ・ 障害児入所施設のみではなく、児童養護施設から福祉サービスや就労支援に繋がる児童もいるため、児童養護施設の児童を対象とするか検討する。

浜松市障がい者自立支援協議会
生活部会 強度行動障害支援ワーキング 報告書

令和6年2月26日

1. 強度行動障害支援ワーキングの目的

浜松市における強度行動障害を有する人への支援状況等に関する実態を把握し、支援者間のネットワークを構築して、強度行動障害を有する人への支援が充実するような仕組みづくりを全市的に行うことを目指す。

2. 取り組み内容

	日程	概要
第1回	R5. 6. 21	実態把握調査実施に向けて
実態調査	R5. 8. 16～R5. 9. 22	3 (1) のとおり
第2回	R5. 10. 27	調査結果分析 研修会開催に向けて
研修会	R5. 12. 20	3 (2) のとおり
第3回	R6. 1. 30	調査結果及び研修会参加者アンケート分析 課題整理 まとめ

3. 調査結果及び研修会報告

(1) 実態把握調査 ※別紙調査概要報告有

目的	浜松市における強度行動障害児者支援状況等に関する実態を把握し、強度行動障害児者支援ネットワークの構築、支援者人材育成および支援者支援の仕組みづくり等、強度行動障害児者及び家族への支援の充実を図るための全市的な取り組みを進める基礎資料の一つとする。
調査対象機関	施設入所支援、通所生活介護、計画相談 障害児入所支援、放課後等デイサービス、障害児相談
調査対象期間	令和5年7月1日現在の状況
調査内容	①事業所調査（強度行動障害支援従事者研修受講者数、強度行動障害支援加算対象利用者数、支援上特に課題と感じていること、あると良い支援等） ②個別状況調査（強度行動障害支援加算対象利用者ごとに行動障害の内容と支援に苦慮している内容等を記載）
回収率	73%

【考察】

- ・受け入れを行っている事業所においては、個別対応を基本とした人的・物的な環境調整を行い何とか対応されている。
- ・一方で必要性を理解しながらも多くの事業所では、特別な環境調整を行うことは困難（人員配置、費用的課題）とのことで対応されていない現状がある。
- ・人材養成の必要性に加え特別な環境設定を行うための補助を求める意見が多くあった。
- ・支援者支援（コンサルテーション）の仕組みづくりや地域における強度行動障害支援者のネットワークの必要性についての意見も多くあった。
- ・相談支援機関からは、緊急時の受け入れ事業所の不足や卒業後の進路としての受け入れ先の不足についての課題があげられている。

（２）研修会の開催

目的	地域全体としての強度行動障害への理解や支援力の向上、地域のネットワークづくりへつなげる。
日時	令和5年12月20日（水）午後1時30分から午後5時10分まで
参加対象者	強度行動障害児・者支援に従事されている方 強度行動障害児・者支援に興味関心のある方
内容	報告：強度行動障害支援状況調査報告 講義：強度行動障害の理解 実践報告：入所施設における強度行動障害児者への取り組み 北エリア連絡会 強度行動障害児者支援 WG 活動報告 グループワーク
参加者	47名

【参加者アンケート結果考察】

- ・報告では、児童期からの予防的な関わりの重要性についての声や、多職種でのチーム支援についての必要性について多数意見が挙げられた。また、受け入れ体制が整っていると感じる人と、逆に受け入れ先が限られていると感じる人のそれぞれがいることが分かった。
- ・講義及び実践報告では、「県養成研修を受講したが実践することなく業務に従事していたので、再度基本的な考えを見直す機会となった。」「児童期からの支援の重要性を感じた。」「個人ではなく事業所全体で支援している部分が勉強になった。」「本人の行動の理由に対する仮説を立て一つ一つ実践し評価することの大切さを学んだ。」「エリア連絡会の中で強度行動障害児者支援について一緒に考えられる場があることは、支援者にとっても心強い。」といった感想があった。
- ・グループワークでは、「様々な角度からの意見や各事業所の現状や困り感を共有できて

良かった。」「お互いの苦勞を勞いながらも、日々の支援について助言し合える場となった。」といった感想があった。

- ・研修全体を通じ、支援する上で必要な機能についての問いでは、強度行動障害児者支援の専門家によるチーム支援（回答者の 75%）や、エリア単位で支援の困り感を共有・検討できる場（回答者の 71%）について、必要性を感じているという回答が多数あった。

4. 提言事項

（1）研修会の開催

①参加対象者を分けて開催

県養成研修のフォローアップ研修として、対象者を県研修修了者とサービス管理責任者として開催し、障害福祉サービス事業所における支援の現状の共有と質の向上を図る。

②学齢期と成人期に分けて開催

学齢期については、障がい児放課後支援連絡協議会と連携して開催することで、より研修の効果が図れる。

（2）専門職の派遣

エリア単位で支援の現状の困り感を共有・検討できる場を設け（一つのエリアでの取り組みが難しい場合には、実態に合わせて合同とする）、その場に専門職を派遣し、助言を受けることで、評価の仕方を学び、障害特性やストレングスを捉えて支援に活かしていくことができるのではないか。この取り組みを通して地域の支援の質が向上し、事業所単位でコンサルテーションを受ける態勢が整えば、事業所への専門職派遣について検討していけると良いのではないかと。

2023年度 浜松市における強度行動障害児者支援状況等の実態を把握するための調査

浜松市障がい者基幹相談支援センター

<調査対象事業所・施設>

- ・放課後等デイサービス
- ・福祉型児童入所施設
- ・障害児相談支援事業所
- ・通所生活介護事業所
- ・障害者入所施設
- ・指定特定相談支援事業所
- ・配布事業所：290事業所
- 回収事業所：212事業所
- 回収率：73%

<期間>2023年8月15日～2023年9月22日

<回収方法>メール

<別紙>浜松市における行動関連項目10点以上の者に関する統計情報

浜松市内放課後等デイサービス事業所

配布：121事業所（総定員：1,228人）

回収：83事業所（総定員：860人 総登録数：2,227） 回収率：68%

サービス提供体制 区分1-1：31事業所 区分1-2：7事業所

区分2-1：24事業所 区分2-2：1事業所 未記入：20事業所

問1. 強度行動障害支援従事者研修受講状況

基礎研修	実践研修	受講者無し
165人	81人	22事業所

問2. 受給者証上に強度行動障害の記載の利用児童受け入れ状況

受け入れている	受け入れがない
26事業所	53事業所

問3. 問2の受け入れがない理由について（主な理由2つまで）

- ① 強度行動障害者を受け入れる建物環境になっていない（13事業所）
- ② 個別対応を可能とする職員の人員体制（人数）が整っていない（13事業所）
- ③ 専門的な対応ができる職員がいない（6事業所）
- ④ 他の利用者への影響を考えると受け入れできない（15事業所）
- ⑤ 障害種別として支援の対象外としている（2事業所）
- ⑥ その他（利用希望がないなど）（23事業所）

問4 受給者証上に強度行動障害の記載がある児童の男女・年代別状況

受給者証上に強度行動障害記載有り			
年齢	小学生	中学生	高校生
男性	24人	10人	10人
女性	5人	3人	3人

問5 強度行動障害支援加算対象外であるが行動障害における支援困難と感じる利用者数

強度行動障害支援加算対象外男女別	
男性	女性
57人	13人

問6 強度行動障害を有する児童への支援について内容ごとに対応している人数

① 行動障害への対応として個別支援を毎日行っている。または個別の環境調整を行っている。	14事業所	28人
② 行動障害への対応として個別支援を週に1~2回行っている。または個別の環境調整を行っている。	12事業所	19人
③ 行動障害への対応として個別の支援を月に1~2回行っている。または個別ではないが環境調整を行っている。	2事業所	5人
④ 行動障害への対応として個別支援の手引書を作成し支援を行っている。	4事業所	4人
⑤ 行動障害への対応として個別の支援や配慮などは特に行っていない。	1事業所	1人

放課後等デイサービス個人状況集計 (N: 55人)

1. 療育手帳判定

A	B	未記入
32人	9人	14人

2. 強度行動障害児支援加算確認票男女別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
男性	26人	7人	5人	5人
女性	7人	2人	3人	0人

3. 強度行動障害児支援加算確認票援護区別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
中区	3人	3人	0人	0人
東区	1人	1人	1人	2人
西区	1人	0人	0人	0人
南区	4人	0人	0人	0人
北区	5人	3人	1人	1人
浜北区	16人	0人	6人	2人
天竜区	3人	2人	0人	0人

4. 強度行動障害児支援加算確認票年代別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
小学生	17人	4人	4人	3人
中学生	8人	4人	1人	1人
高校生	8人	1人	3人	1人

5. 強度行動障害児支援加算確認票5点項目状況

ひどい自傷	強い他傷	こだわり	物壊し	睡眠関係	食事関係
5人	7人	14人	2人	7人	8人
排泄関係	著しい多動	騒がしさ	パニック	粗暴で恐怖	人間関係
3人	7人	1人	18人	14人	20人

5. 障害種別

知的障害のみ	+自閉症	+てんかん	+ダウン症	+身体障害	+聴覚障害	+視覚障害	+先天性難病	+精神・発達	未記載
11人	32人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	8人	2人

浜松市内福祉型児童入所施設

配布：2事業所 定員：50 現員：44

回収：2事業 (100%)

重度障害児特別支援加算 有：1事業所 無：1事業所

問1. 強度行動障害支援従事者研修受講状況

基礎研修	実践研修
16人	2人

問2. 受給者証上に強度行動障害の記載の利用児童受け入れ状況

受け入れている	受け入れがない
2事業所	0事業所

問3. 問2の受け入れがない理由なし

問4 受給者証上に強度行動障害の記載がある児童の男女・年代別状況

受給者証上に強度行動障害記載有り			
年齢	小学生	中学生	高校生
男児	1人	3人	5人
女児	0人	0人	1人

問5 強度行動障害支援加算対象外であるが行動障害における支援困難と感じる利用者数

強度行動障害支援加算対象外男女別	
男児	女児
5人	2人

問6 強度行動障害を有する児童への支援について内容ごとに対応している人数

① 行動障害への対応として個別支援を毎日行っている。または個別の環境調整を行っている。	2事業所	5人
② 行動障害への対応として個別支援を週に1~2回行っている。または個別の環境調整を行っている。	2事業所	5人

福祉型児童入所施設個人状況集計 (N: 10人)

1. 療育手帳判定

A	B
9人	1人

2. 強度行動障害児支援加算確認票男女別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
男性	1	5	3	0
女性	0	0	0	1

3. 強度行動障害児支援加算確認票援護区別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
措置	0	2	3	1
契約	1	3	0	0

4. 強度行動障害児支援加算確認票年代別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
小学生	0	1	0	0
中学生	1	1	1	0
高校生	0	3	2	1

5. 障害種別

知的障害のみ	+自閉症	+精神・発達
1人	8人	1人

6. 強度行動障害児支援加算確認票5点項目状況

ひどい自傷	強い他傷	こだわり	物壊し	睡眠関係	食事関係
0	4	4	0	0	2
排泄関係	著しい多動	騒がしさ	パニック	粗暴で恐怖	人間関係
2	2	0	5	2	8

浜松市内障害児相談支援事業所

配布：35事業所 回収：26事業所 回収率：74%

行動障害支援体制加算 有：18事業所 無：7事業所

回収事業所契約者数：4,068人 専門員：79人

問1. 強度行動障害支援従事者研修受講状況

基礎研修	実践研修	受講者無し
42人	41人	4事業所

問2. 受給者証上に強度行動障害の記載のある児童の支援を行っている（事業所数）

はい	いいえ
6	16

問3. 問2でいいえ（重度支援記載児の支援を行っていない理由）

- (ア) 相談依頼がない (15事業所)
- (イ) 障害種別で支援の対象外としている (1事業所)
- (ウ) 専門性がないためお断りしている (0事業所)
- (エ) その他 (0事業所)

問4 強度行動障害支援加算対象児の男女別・年代別の実人数

強度行動障害児支援加算対象者実人数				
年齢	未就学	小学生	中学生	高校生
男児	1人	13人	7人	5人
女児	0人	6人	3人	3人

問5 強度行動障害支援加算対象外であるが行動障害における支援困難と感じる児童数

強度行動障害支援加算対象外男女別	
男性	女性
44人	10人

問 6 強度行動障害支援加算対象利用者への支援内容

③ 毎月複数のサービス利用（短期入所、居宅介護、重度訪問、生活介護等々）の調整を行っている	3事業所	6人
④ 定期的に関係機関において支援会議を開催している	5事業所	10人
⑤ 毎月モニタリングをおこなっている	4事業所	7人
⑥ 緊急時における対応等の調整（入院、短期入所等）を行ったことがある	4事業所	5人
⑦ 入所の希望申請をしている	1業所	1人

障害児相談個人状況集計（N：38人）

1. 強度行動障害支援加算対象利用者の療育手帳判定ごと人数

A	B	未記入
24人	10人	4人

2. 強度行動障害支援加算対象利用者の援護区別人数

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	市外
男児	3人	4人	0人	1人	4人	11人	3人	0人
女児	1人	2人	0人	0人	2人	7人	0人	0人

3. 行動障害内容別傾向

ひどい自傷	強い他傷	こだわり	物壊し	睡眠関係	食事関係
15人	16人	22人	9人	10人	9人
排泄関係	著しい多動	騒がしさ	パニック	粗暴で恐怖	人間関係
8人	16人	5人	12人	7人	24人

4 短期入所利用状況

<利用日数等>

利用日数等	30日	平日利用	週末利用	不定期利用	その他
利用児人数	0人	0人	4人	9人	2人

<利用事業所数等>

利用事業所数	3カ所以上	2カ所	1カ所	その他
利用児人数	1人	5人	7人	0人

5. 放課後等デイサービス利用状況

<利用日数等>

利用日数	5日	4日	3日	2日	1日
利用児人数	20人	3人	5人	2人	1人

<利用事業所数等>

利用事業所数	3カ所以上	2カ所	1カ所
利用児人数	1人	5人	25人

6. 訪問系サービス利用状況

居宅介護	他サービス
5人	8人

浜松市内通所生活介護事業所

配布：70事業所 回収：50事業所 回収率：71%

重度支援加算Ⅱ体制加算 有：22事業所 無：28事業所

個別支援加算 有：19事業所 無：30事業所

総定員：1,027人 現員：1,127人

問1. 強度行動障害支援従事者研修受講状況

基礎研修	実践研修	受講者無し
240人	123人	9事業所

問2. 受給者証における重度支援記載者の利用がある事業所数

はい	いいえ
35	14

問3. 問2でいいえ（重度支援記載者が利用していない理由）

- (オ) 強度行動障害者を受けられる建物環境になっていない (6事業所)
- (カ) 個別対応を可能とする職員の人員体制（人数）が整っていない (5事業所)
- (キ) 専門的な対応ができる職員がいない (5事業所)
- (ク) 他の利用者への影響を考えると受け入れできない (3事業所)
- (ケ) 障害種別として支援の対象外としている (3事業所)

問 4. 強度行動障害支援加算対象利用者の男女別・年代別の実人数

強度行動障害者支援加算対象者実人数						
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60以上
男性	8人	66人	59人	48人	26人	3人
女性	5人	26人	26人	19人	15人	4人

問 5 強度行動障害支援加算対象外であるが行動障害における支援困難と感じる利用者数

強度行動障害支援加算対象外男女別	
男性	女性
49人	23人

問 6 強度行動障害支援加算対象利用者への個別の支援状況

⑧ 行動障害への対応として個別支援を毎日行っている。または個別の環境調整を行っている。	27事業所	206人
⑨ 行動障害への対応として個別支援を週に1~2回行っている。または個別の環境調整を行っている。	9事業所	19人
⑩ 行動障害への対応として個別の支援を月に1~2回行っている。または個別ではないが環境調整を行っている。	8事業所	37人
⑪ 行動障害への対応として個別支援手引書を作成し支援を行っている。	12事業所	134人
⑫ 行動障害への対応として個別の支援や配慮などは特に行っていない。	2事業所	11人

通所生活介護個人状況集計 (N: 244人)

1. 強度行動障害支援加算対象利用者の区分ごと人数

区分6	区分5	区分4
110人	115人	19人

2. 強度行動障害判定基準男女別点数状況

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
男性	60人	61人	40人	36人
女性	29人	20人	12人	17人

3. 強度行動障害判定基準援護区別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
中区	26人	26人	18人	17人
東区	20人	13人	9人	4人
西区	3人	6人	4人	5人
南区	12人	9人	8人	6人
北区	9人	9人	9人	16人
浜北区	13人	12人	4人	3人
天竜区	2人	2人	1人	0人
市外	4人	4人	0人	2人

4. 強度行動障害判定基準年代別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
10代	8人	2人	2人	0人
20代	23人	29人	11人	10人
30代	31人	22人	11人	11人
40代	14人	17人	12人	12人
50代	10人	8人	5人	12人
60代	3人	1人	2人	1人

5. 強度行動障害判定基準頻度5点項目状況

ひどい自傷	強い他傷	こだわり	物壊し	睡眠関係	食事関係
23人	29人	92人	18人	32人	74人
排泄関係	著しい多動	騒がしさ	パニック	粗暴で恐怖	人間関係
46人	66人	14人	99人	84人	125人

6. 障害種別

知的障害のみ	+自閉症	+てんかん	+ダウン症	+身体障害	+聴覚障害	+視覚障害	+先天性難病	+精神・発達
104人	119人	24人	12人	6人	2人	6人	19人	12人

浜松市内障害者入所施設

配布：16事業所 回収：16事業所 回収率：100%

重度支援加算Ⅱ体制加算 有：10事業所 無：6事業所

支援計画・個別支援加算 有：8事業所 無：8事業所

総定員：890人 現員：850人

問1. 強度行動障害支援従事者研修受講状況

基礎研修	実践研修	受講者無し
231人	59人	2事業所

問2. 受給者証における重度支援記載者の利用がある事業所数

はい	いいえ
13	3

問3. 問2でいいえ（重度支援記載者が利用していない理由）

- (ア) 強度行動障害者を受ける建物環境になっていない (2事業所)
- (イ) 個別対応を可能とする職員の人員体制（人数）が整っていない (2事業所)
- (ウ) 専門的な対応ができる職員がいない (0事業所)
- (エ) 他の利用者への影響を考えると受け入れできない (0事業所)
- (オ) 障害種別として支援の対象外としている (2事業所)

問4 強度行動障害支援加算対象利用者の男女別・年代別の実人数

強度行動障害者支援加算対象者実人数						
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60以上
男性	0人	15人	24人	40人	50人	20人
女性	0人	15人	7人	19人	31人	35人

問5 強度行動障害支援加算対象外であるが行動障害における支援困難と感じる利用者数

強度行動障害支援加算対象外男女別	
男性	女性
22人	13人

問6 強度行動障害支援加算対象利用者への個別の支援状況

⑬ 行動障害への対応として個別支援を毎日行っている。または個別の環境調整を行っている。	9事業所	134人
⑭ 行動障害への対応として個別支援を週に1~2回行っている。または個別の環境調整を行っている。	3事業所	62人
⑮ 行動障害への対応として個別の支援を月に1~2回行っている。または個別ではないが環境調整を行っている。	3事業所	10人
⑯ 行動障害への対応として個別支援の手引書を作成し支援を行っている。	9事業所	155人
⑰ 行動障害への対応として個別の支援や配慮などは特に行っていない。	4事業所	34人

障害者入所施設個人状況集計 (N : 255人)

1. 強度行動障害支援加算対象利用者の区分ごと人数

区分6	区分5	区分4
182人	65人	8人

2. 強度行動障害判定基準男女別点数状況

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
男性	38	50	33	28
女性	43	33	19	11

3. 強度行動障害判定基準援護区別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
中区	13	29	13	12
東区	7	10	7	7
西区	4	3	3	5
南区	12	6	3	2
北区	9	6	9	5
浜北区	8	8	5	2
天竜区	4	8	3	1
市外	24	13	9	5

4. 強度行動障害判定基準年代別

	10点未満	10点以上	20点以上	30点以上
20代	8	14	4	4
30代	8	8	8	7
40代	9	25	13	12
50代	25	25	18	11
60代	31	11	9	5

5. 強度行動障害判定基準頻度5点項目状況

ひどい自傷	強い他傷	こだわり	物壊し	睡眠関係	食事関係
37	28	99	37	52	99
排泄関係	著しい多動	騒がしさ	パニック	粗暴で恐怖	人間関係
39	60	8	91	58	104

6. 障害種別

知的障害のみ	+自閉症	+てんかん	+ダウン症	+身体障害	+聴覚障害	+視覚障害	+先天性難病	+精神障害
102	70	39	5	6	4	4	6	6

浜松市内指定特定相談支援事業所

配布：46事業所 回収：35事業所 回収率：76%

行動障害支援体制加算 有：22事業所 無：13事業所

回収事業所契約者数：6,096人 専門員：102人

問1. 強度行動障害支援従事者研修受講状況

基礎研修	実践研修	受講者無し
51人	50人	8事業所

問2. 受給者証に強度行動障害支援加算対象となる重度支援（行動関連項目10点以上）もしくは重度支援（強度行動障害）として記載のある利用者の支援を行っている（事業所数）

はい	いいえ
20	15

問3. 問2でいいえ（重度支援記載者の支援を行っていない理由2つまで）

- (ア) 相談依頼がない (12事業所)
- (イ) 障害種別で支援の対象外としている (1事業所)
- (ウ) 専門性がないためお断りしている (2事業所)
- (エ) その他 (3事業所)

問4 強度行動障害支援加算対象利用者の男女別・年代別の実人数

強度行動障害者支援加算対象者実人数						
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60以上
男性	7人	84人	78人	61人	71人	23人
女性	5人	31人	36人	24人	42人	24人

問5 強度行動障害支援加算対象外であるが行動障害における支援困難と感じる利用者数

強度行動障害支援加算対象外男女別	
男性	女性
57人	24人

問6 強度行動障害支援加算対象利用者への支援内容

⑱ 毎月複数のサービス利用(短期入所、居宅介護、重度訪問、生活介護等々)の調整を行っている	14事業所	47人
⑲ 定期的に関係機関において支援会議を開催している	13事業所	34人
⑳ 毎月モニタリングをおこなっている	11事業所	20人
21 緊急時における対応等の調整(入院、短期入所等)を行ったことがある	13事業所	55人
22 入所の希望申請をしている	9業所	68人

特定相談個人状況集計 (N: 485人) 内入所施設及びグループホーム利用者数: 225人

1. 強度行動障害支援加算対象利用者の区分ごと人数

区分6	区分5	区分4
274人	171人	40人

2. 強度行動障害支援加算対象利用者の援護区別人数

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	市外
男性	90人	64人	22人	51人	44人	23人	15人	21人
女性	44人	20人	10人	16人	17人	22人	5人	21人

3. 行動障害内容別傾向

ひどい自傷	強い他傷	こだわり	著しい物壊し	睡眠関係	食事関係
164人	151人	353人	127人	133人	111人
排泄関係	著しい多動	騒がしさ	パニック	粗暴で恐怖	人間関係
97人	140人	123人	136人	50人	309人

4 短期入所利用状況

<利用日数等>

利用日数等	30日	平日利用	週末利用	不定期利用	その他
利用人数	18人	17人	26人	82人	34人

<利用事業所数等>

利用事業所数	3カ所以上	2カ所	1カ所	その他
利用人数	17人	38人	91人	6人

5. 生活介護事業所利用状況

<利用日数等>

利用日数	5日	4日	3日	2日	1日	継続B
利用人数	253人	2人	3人	3人	4人	10人

<利用事業所数等>

利用事業所数	3カ所以上	2カ所	1カ所
利用人数	4人	194人	72人

6. 訪問系サービス利用状況

居宅介護	重度訪問介護
75人	12人

浜松市障がい者自立支援協議会
生活部会 サポートプラン検証 報告書

令和6年2月26日

1. サポートプラン検証の目的

令和4年度 浜松市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 計画相談（サポートプラン）ワーキングでは、対象者が障害福祉サービスをすぐに使いたい希望や必要性があっても計画相談事業所が対応できないという課題に対して、委託相談センター等が一時的に対象者のアセスメントや計画作成の支援を行うサポートプランを検討し、令和5年度を試行実施の期間とした。

試行期間におけるサポートプランの実施状況に関する実態調査を行い、浜松市においてサポートプランをどのように展開すべきかを検証する。

2. 検証のための実態調査

調査対象期間	令和5年4月～令和5年11月
調査対象	各区社会福祉課及び各委託センター 計画相談事業所
調査内容	サポートプラン実施状況について
調査方法	アンケート形式による回答
実施時期	令和5年12月4日～令和5年12月15日

3. 実態調査の項目

問1. サポートプランの利用に至ったケースの件数を教えてください。

問2. 0件と回答した方は理由を教えてください。（複数回答可）

- ① 該当ケースはあったが計画相談の事業所が見つかった
- ② 該当ケースはあったが導入の手続きが大変だった
- ③ 利用経験がなく活用の考えに至らなかった
- ④ 該当ケースがなかった
- ⑤ その他

問3. 窓口や電話等で相談者に対してサポートプランを説明したケースの件数を教えてください。

問4. サポートプランの対象者に該当したが実施に至らなかったケースの件数を教えてください。

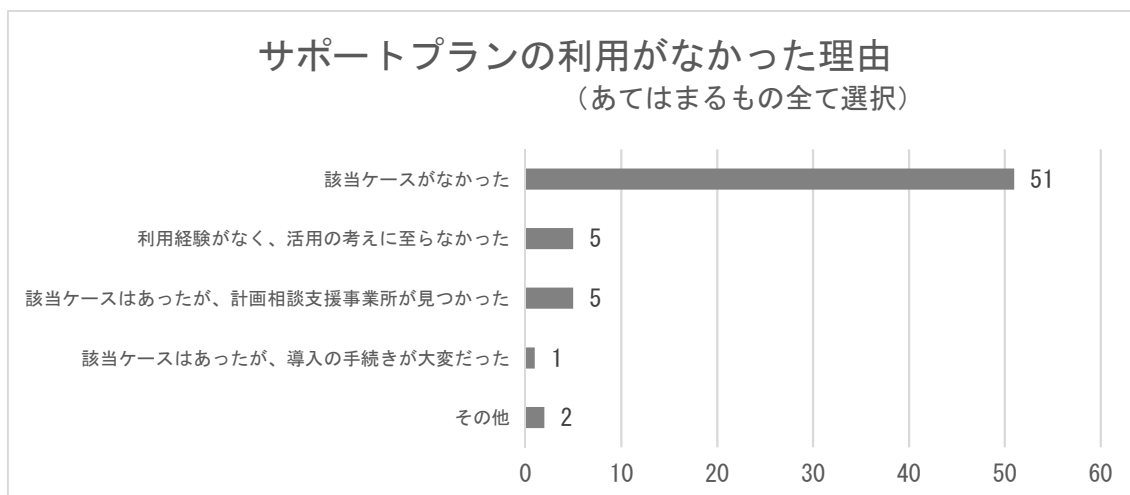
問5. 問4で1件以上の回答の方はケースの概要について教えてください。

- ① 年齢 ② 障害種別 ③ 居住（予定）区 ④ 利用する障害福祉サービス ⑤ 分類
- ⑥ 実施に至らなかった理由や背景 例) 計画相談の事業所で受けてくれる事業所が見つかった。

4. 実態調査の結果

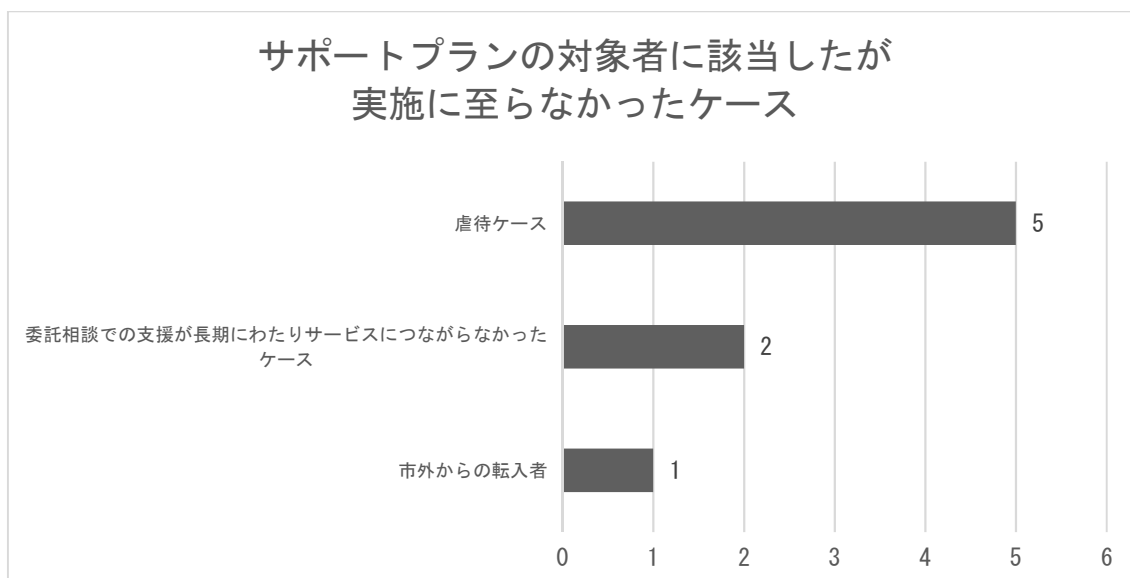
① サポートプランの利用に至ったケースの件数

0件



② サポートプランの対象者に該当したが実施に至らなかったケース

8ケース



通所サービス、共同生活援助、短期入所の利用が想定された。最終的には本人がサービス利用を希望されず、「電話で話を聞いてくれればいい」とのことで実施に至らなかった。
同居している母がサービス利用に難色を示しサービス導入が進まなかったが、母の高齢化により家事支援の導入となった。計画相談が見つかったため実施に至らなかった。
共同生活援助、短期入所の利用が想定された。最終的には本人がサービス利用を希望されず、実施に至らなかった。
他県からの転入。計画相談が見つかったため実施に至らなかった。
兄と同居。経済的困窮、別居の父からの経済的虐待疑いがあり、共同生活援助に入所。計画相談が見つかったため実施に至らなかった。
同居の父からの心理的虐待疑い。本人が分離を希望され、共同生活援助に入所となった。計画相談が見つかったため実施に至らなかった。
依頼していた計画相談が事情により対応ができなくなり、別の計画相談支援事業所を調整。サービス利用日も決まっていたため、一旦はサポートプランにて対応を検討したものの、新たに依頼した計画相談支援事業所が柔軟にかつ早急に対応いただき、結果的にサポートプランの利用に至らず。
特例介護給付費にて対応。計画相談支援事業所が早急に対応していただいた為、サポートプランの利用には至らなかった。

5. まとめ

- ・ 調査では「該当ケースがなかった」と回答した事業所が最も多く、次いで「利用経験がなく活用の考えに至らなかった」「該当ケースはあったが計画相談支援事業所が見つかった」が同数であった。
- ・ 該当ケースが少ないため利用経験がない状況は今後も想定される。必要時に利用ができるよう、毎年度始めにサポートプランの説明を実施し周知を図っていく必要がある。
- ・ 現状では浜松市においてサポートプランの該当ケースはあるが計画相談支援事業所が対応している状況にある。計画相談支援事業所が対応できない状況となった際に、サポートプランが利用者の不利益とならない手だてとして利用できるよう維持していけるとよい。

以上

浜松市障がい者自立支援協議会
就労部会 就労アセスメントワーキング 報告書

令和6年2月26日

1. 就労アセスメントワーキングの目的

浜松市における就労アセスメントの仕組みについて、就労アセスメントが円滑に行われるよう、関係機関と連携して仕組みを再検討する。また、就労アセスメントの目的を踏まえ、浜松市における就労アセスメントの質の向上を目指す。

2. 取組内容

	日程	概要
第1回	R5.9.7	各現場における現状の共有 論点及び今後の進め方等について
第2回	R5.11.2	調査の実施に向けて
実態調査	R5.11.9～R5.12.15 R5.11.9～R5.11.30	3(1)のとおり 3(2)のとおり
第3回	R6.1.12	調査結果分析 今年度の特別支援学校高等部におけるアセスメント 実習の現状確認 課題整理
第4回	R6.2.15	就労アセスメントの仕組み案作成

3. 調査結果報告

(1) 計画相談支援事業所への実態調査

目的	就労アセスメントの流れにおける計画相談支援事業所の現状について確認するため
調査対象機関	計画相談支援事業所
調査実施期間	令和5年11月～12月
調査対象期間	令和3年4月～令和5年3月
調査内容	調査対象期間における就労アセスメント実習対応の有無 上記対応有の場合、個別シートの入力 就労アセスメントの流れの理解、意見等
回収率	93% (45事業所中42事業所)

【調査結果】

- ・調査対象期間に就労アセスメント実習に関わる計画相談の対応の有無について、ケース対応有 35.7%、ケース対応無 64.3%であった。就労アセスメントの流れについて、対

応したことがある事業所は理解をしているものの、新規開設等に対応がない事業所については、100%流れがわからないという回答であった。

- ・対応したケース（全45名）について、就労アセスメント実習前から関わりがあったのは32名（71.1%）、新規で依頼があったのは13名（28.9%）であった。対応件数が多い計画相談支援事業所ほど、今までかかわりのあるケースの依頼を受けることが多く、新規の依頼は様々な計画相談支援事業所が受けていた。また、実習後の計画相談支援事業所の関わりについて、実習後も継続介入するケースが36件、卒業後に介入予定が5件、実習時のみの介入が4件であり、新規で依頼があったケースの一部が実習時のみの介入となっていた。
- ・対応依頼先は、学校27名（60%）、家族17名（37.8%）であった。実習前打合せの参加について、参加15件（33.3%）不参加30件（66.7%）であり、打合せ参加者は、本人・家族・学校・事業所が揃って実施していた。実習後の振り返り面談への計画相談支援事業所の同席について、91.1%が同席していた。また、その際にほとんどの計画相談支援事業所がアセスメント実施結果連絡票を受け取っていたが、受け取っていない事業所もあった。同席していないがアセスメント実施結果連絡票を受け取った事業所もあった。

【考察】

- ・就労アセスメントの流れについて、学校や計画相談事業所、福祉サービス事業所等で統一した理解がされていなかった。
- ・就労アセスメントの実施結果連絡票の取扱いについても、行政、学校、福祉サービス事業所等で統一されていなかった。
- ・就労アセスメントの目的を始め障害福祉サービスや就労支援について、本人及び家族に丁寧に説明する必要がある。説明においては、混乱を招かないよう支援者間で共通理解を図り、支援経過の中でその都度行う必要がある。

【ワーキングからの意見】

- ・就労アセスメントは、本人の希望やニーズ、本人の就労能力や就労継続のために望ましい環境等について、本人と支援機関が協同で収集・整理することにより、本人のストレスや就労能力の向上のための課題、就労継続に必要な支援等を検討することを目的に活用するものである。就労アセスメントの目的及び仕組みを関係機関と共有し、計画相談支援事業所を始め支援機関の役割を、本人と協働して就労アセスメントを実施する視点を持って改めて共有する必要がある。
- ・就労アセスメントの結果が、各支援機関による一連の就労支援において活用され、支援の中で把握された情報が追加・更新される仕組みにしていく必要がある。また、就労アセスメントを実施した機関（就労移行支援事業所）へのフィードバックが行われると、

アセスメント実施機関にとっても役割意識の向上やアセスメントの質の向上につながると考える。

(2) アセスメント実施結果連絡票に関する実態調査

調査実施期間	令和5年11月～12月
調査対象期間	令和3年4月～令和5年3月
調査内容	調査対象期間に各区社会福祉課（※調査時の組織名）へ提出されたアセスメント実施結果連絡票の分析

【分析結果及び考察】

- ・ 合計点が低い場合には、就労継続支援B型の利用適性が低く生活介護が適当、合計点が高い場合には、就労移行支援が適当といった傾向がみられた。
- ・ 本人と協働して実施することを踏まえ、様式を見直す必要がある。

4. 今後の取り組み

(1) 就労アセスメントの仕組みの見直し

現在の就労アセスメントの仕組みを就労アセスメントの目的を踏まえて見直す。見直しに当たっては、特別支援学校高等部の生徒と、中学校や通信制高校等を卒業後に就労系障害福祉サービスを利用する人のそれぞれに活用できる仕組みとする。

(2) 就労アセスメントの質を担保するための標準化の検討

就労選択支援の導入を踏まえ、就労継続支援A型及び就労移行支援等においても活用できる就労アセスメントとするため、厚生労働省から発出されるアセスメントシート等を活用し、適宜更新していく。

浜松市障がい者自立支援協議会

地域生活支援拠点 エリア単位で必要な機能の検証 報告書

令和6年2月26日

1. 背景と目的

国は第6期障害福祉計画に係る基本指針において「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを掲げている。地域生活支援拠点等の機能の充実・強化のため、地域の障害者等や家族、関係者からニーズを把握し、機能の整備につなげていく必要がある。

令和4年度に開催した地域生活支援拠点検証委員会において現在全市的に行われている地域生活支援拠点等の整備について、住み慣れた地域の範囲としてエリア単位でのニーズ調査や機能強化を図ってはどうかという意見が挙がった。この意見を受け、各エリアにおける体制を検討するため、緊急時登録ケース等を通してエリア単位での拠点機能を検証する。

2. 方法

- ・ 緊急時対応事業が必要な個別ケースについて共同支援会議を実施する過程を通してエリアごとに「個々のオリジナル支援体制整備」への取り組みを実施した。
- ・ 各エリアにおいて個別ケースの取り組みを通して検討された「個々のオリジナル支援体制整備」から地域生活支援拠点等検証委員会における検討会でエリアに必要な機能を検証した。
- ・ 対象とする個別ケースの選定については登録ケースもしくは登録が必要な個別ケースの中から、現状の地域（エリア）の機能だけでは対応が不十分となる個別ケースについて次の基準を参考にエリアごとで行い、個別ケースを選定する際には基幹相談支援センターの相談員が委託センターと協議して決めた。

<ケースを選定する基準>

選定ケース	選定理由
自閉症、強度行動障害。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境変化への不適応。 ・ 緊急時の対応で不慣れな職員がかけつけることで本人の不安につながる。
短期入所利用歴がない、もしくは短期入所の利用中断。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所を利用させることで本人へ負担感を抱かせる可能性がある。
引きこもり（本人の生活能力が乏しく経験値も低いが、キーパーソンの親などが入院の可能性のある既往がある。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時においても発見ができない可能性が高い。加えて訪問をしても会えない可能性があるため在宅生活をいかに維持して行くかを検討する必要がある。 ・ 8050事例かつ、高齢の両親がキーパーソンとなっている家庭においては同時に緊急時の対応を検証する必要があり高齢分野と事前に連携しリスクマネジメント

	トした上での支援体制の確認をしておく必要がある。
身体障害者（視覚障害・聴覚障害・人工透析）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者、聴覚障害者の障害特性に対応できる短期入所事業所が現状では限定される。対応できる事業所や在宅支援の検討が必要となる。 ・ 透析が必要な場合には送迎コースと短期入所先が重ならないと透析のための送迎が課題となる。
通所先から離れた場所の短期入所の利用を想定。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所を利用する際に通いながれた通所先へ通所ができない。送迎ができれば通所できるが、遠方であれば困難な状況となる。

3. 取り組み結果

エリア	検証による新たな拠点機能の提案
中エリア	地域の見守り体制が作りにくい街中のケースに対し、ハード・ソフト、フォーマル・インフォーマルを駆使し緊急時に備えた体制づくりを行う。
東エリア	短期入所事業所間で情報共有を図れる支援体制をモデル的に実施し、エリアの体制整備につなげる。
西・南エリア	高次脳機能障害の方に対するエリアの社会資源の強化とチーム支援の体制整備。
北エリア	短期入所を利用しながらでも、本人が安心できる環境で過ごす事ができる体制づくり。
浜北・天竜エリア	高齢の両親と障がいのある本人に対する各支援者の情報、支援（ノウハウ）の共有を図りエリアの体制整備につなげる。

4. まとめ

緊急時対応事業の登録者について、これまでは個別のニーズを把握した計画相談が主となり緊急時における支援体制の構築を進めてきたため、委託センターや社会福祉課が登録者を把握する機会がほぼなかった。今回の取り組みでは計画相談だけでなく委託センターや社会福祉課が登録者を把握する機会となり、エリア内全体で支援の検討を行うことができた。このような委託センターや社会福祉課が登録者の支援の検討の場に参加する仕組みは、エリア内における地域の体制づくりにつなげることができるため、有効であると考えられる。

もう1点、個別支援を通して各エリアに必要な機能や社会資源の検討を行ったが、具体的な事例から支援体制を検討することが必要であるため、R6の委託センターの再編によるエリアの圏域の変更後には、改めて具体事例から各エリアに必要な機能や社会資源を考えていく必要がある。そのために、事前にエリア連絡会の取り組みとして地域診断を進め、エリア内の状況を確認しておく必要がある。

以上

来年度の協議会の体制について

1. 今年度の取り組み
 - ・ 専門部会を見直し、こども部会、生活部会、就労部会の3つの部会とした。
 - ・ 専門部会の役割を見直し、課題の蓄積や整理、協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証を行うこととし、こども部会で試行実施した。
2. 今年度のこども部会における取り組み
 (議事2 専門部会活動状況報告のとおり)
3. 来年度の専門部会について
 - ・ 全部会において専門部会を組織化し、定例開催とする。
 - ・ 機能：以下の3つとする。
 - ① 課題の蓄積や整理
 - ② 協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証
 - ③ 課題解決のための調査研究を行い、提言書を作成(ワーキンググループ設置可)
 - ・ 各部会の構成員について

任期	3年		
部会長	設置(※市全体会委員から選出)		
部会	こども部会	生活部会	就労部会
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援事業所連絡会 ・ 障がい児放課後支援連絡協議会 ・ 児童精神科医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業所連合会「わ」(就労系障害福祉サービス事業所) ・ 西遠地区就業促進協議会 ・ 就労支援機関
	当事者部会 相談支援専門員連絡会 障がい者相談支援センター 主任相談支援専門員		

※ワーキングメンバーはより専門的な見地を持つ人に依頼(部会員の兼務も可)

浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」

障害者施策推進協議会

報告・提言

障がい者自立支援協議会

市主催の会議
 ・精神保健福祉審議会
 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム推進会議
 ・医療的ケア児等支援協議会

各団体等
 主催の会議

<市全体会> (年2回開催)

構成員：学識経験者・医療関係・計画相談支援事業所・社協・当事者・専門部会会員・教育関係事業所(入所、通所、児童)
 出席者：福祉事業所・教育委員会
 事務局：障害保健福祉課・基幹相談支援センター・委託相談支援センター

<地域生活支援拠点等検証委員会>

<検討会議>
 ・基幹相談支援センター
 ・障害保健福祉課+α

<企画会議> (隔月開催)
 構成員：委託相談支援センター(各エリア1人)
 福祉事業所

<専門部会>
 専門職・委託相談支援センター・福祉事業所

こども部会
 生活部会
 就労部会

とりまとめ
 ・基幹相談支援センター
 ・障害保健福祉課

<事務局会議>
 ・基幹相談支援センター・障害保健福祉課+α

当事者部会
 報告・提言

依頼・報告

報告・提言

エリア連絡会

※障がい者の重度化・高齢化・親なき後を見据えた支援体制の検討
 ※個別支援会議・共同支援会議での事例の積み重ねから課題を抽出

<エリア全体会> (協議ができる人数)
 構成員：計画相談支援事業所・その他事業所等
 (オブザーバー：基幹相談支援センター)

事務局：委託相談支援センター・福祉事業所

<エリア事務局会議> (月1回)
 委託相談支援センター・福祉事業所

部会

<当事者と意見交換ができる場>

・家族・当事者・委託相談支援センター・福祉事業所
 ※エリア部会やワーキングへの参加でも可

市全体会

- ①課題解決に向けた協議
- ②困難事例の共有
- ③市への施策、提案
- ④協議結果の報告

地域生活支援拠点等検証委員会

地域生活支援拠点事業検証・検討の場
 ※構成員や運営は企画会議で決定

企画会議

- ①あがってきた課題の整理
- ②困難事例等情報の整理
- ③社会資源の改善
- ④困難事例の協議
- ⑤各部会の情報共有・発信
- ⑥エリア活動報告

※企画会議の中に事務局会議を置く
 ・企画会議の案件を煮詰める場

当事者部会

- ①障害者施策等についての意見交換
- ②専門部会やエリア活動状況の報告
- ③障がい者計画・障がい福祉実施計画についての評価

専門部会

- ①課題の蓄積や整理
 - ②協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証
 - ③課題解決のための調査・研究
 ⇒提言書の作成
- ※企画会議であがった課題について
 企画会議でテーマを決定
 ※ワーキンググループ設置可
 ※スケジュールを組み進める

エリア全体会

- ①障がい者の重度化・高齢化・親なき後を見据えた支援体制の検討
- ②地域課題の抽出と解決に向けた協議
- ③地域ネットワークの構築
- ④社会資源の改善

エリア事務局会議

- ①連絡会の運営に関すること
- ②エリアの課題に関すること

部会

- ※地域の実情に合わせて設置
- ※市専門部会との連動
- ※ネットワーク構築
- ※困難事例の協議